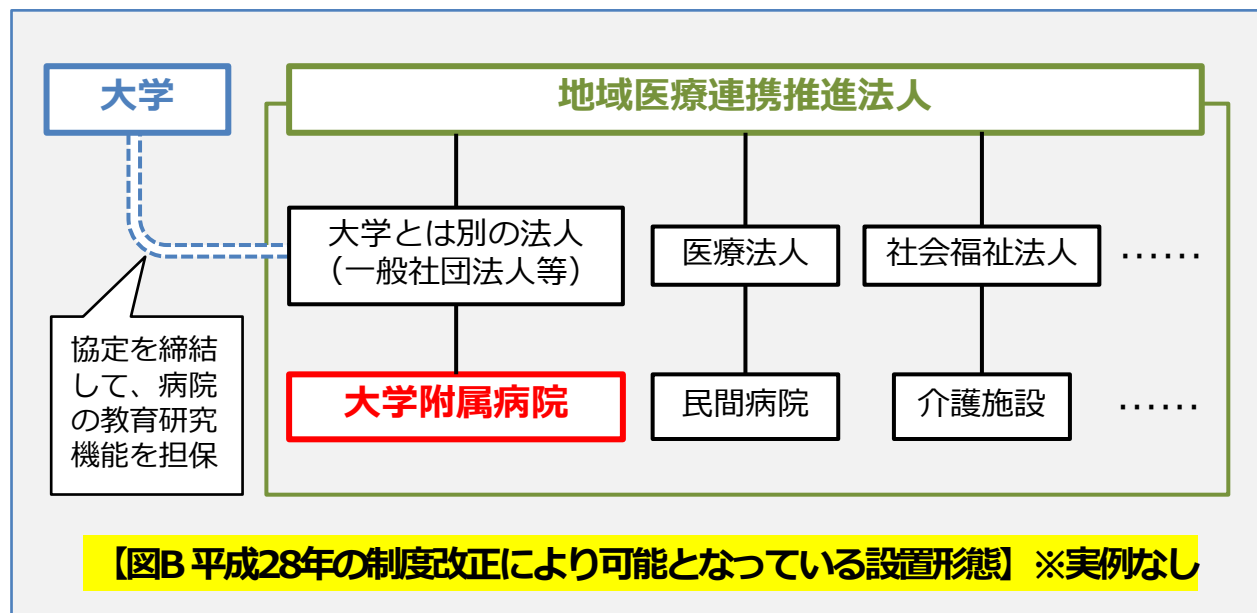
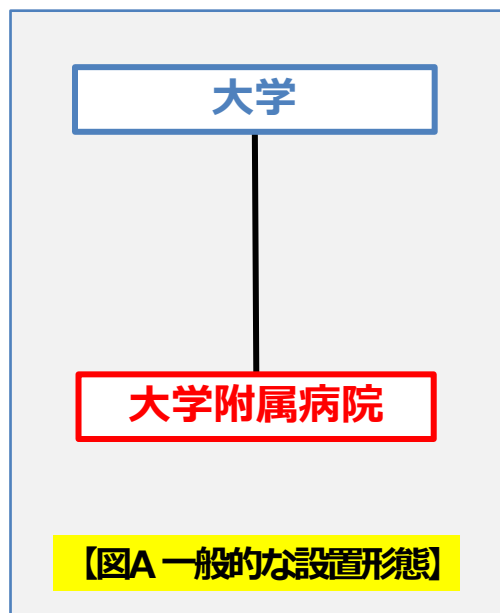


- 大学設置基準の規定に基づき、医学部又は歯学部を置く大学には、附属病院を置くこととなっている。附属病院については、一般的には大学に直接置かれることとなっており、現行では全ての附属病院が、この形態によって設置されている。【図A参照】
- 一方、平成28年の制度改正により、地域医療連携推進法人制度を活用した、他の病院との一体的経営を志向する附属病院について、当該法人の参加法人が開設することが可能となっている。ただし、現時点において実際の適用例はない。【図B参照】



## ◆地域医療連携推進法人制度について

✓ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務※を行う一般社団法人を都道府県知事が認定（医療連携推進認定）する制度。

※医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付等

✓ 令和5年の医療法改正により、資金貸付等を行わないこと等を条件に、区域内の個人立医療機関の参加が認められた。